

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年11月30日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第24号

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熱海市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市職員の給与に関する条例(昭和26年熱海市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の110)」の次に「、12月に支給する場合には100分の95(管理職である職員にあっては、100分の115)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の52.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5(管理職である職員にあっては、100分の57.5)」を加え、同条第5項中「次条において同じ。)から」を「次条第3項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第17条の4第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 306,100	円 362,900	円 408,100	円 421,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	308,400	365,500	410,500	423,900
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	310,600	367,900	413,000	425,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	312,900	370,500	415,400	428,000
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	315,000	372,400	417,300	430,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	317,100	374,900	419,600	432,200

7	150,800	204,500	239,300	274,300	319,200	377,200	421,700	433,900
8	151,900	206,300	240,900	276,400	321,400	379,700	423,900	435,700
9	153,000	207,900	242,100	278,400	323,700	382,100	425,900	437,700
10	154,400	209,700	243,600	280,400	325,900	384,800	428,000	439,700
11	155,700	211,500	245,200	282,500	328,100	387,400	430,100	441,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	330,100	390,100	432,200	443,400
13	158,300	214,700	248,100	286,500	332,300	392,500	433,900	445,200
14	159,800	216,500	249,600	288,600	334,500	394,800	435,700	446,900
15	161,300	218,200	250,900	290,600	336,400	397,000	437,700	448,700
16	162,900	220,000	252,300	292,600	338,600	399,400	439,700	450,200
17	164,200	221,700	253,800	294,400	340,600	401,200	441,600	451,600
18	165,700	223,400	255,400	296,400	342,800	403,200	443,400	453,100
19	167,200	225,000	257,100	298,500	344,600	405,100	445,200	454,500
20	168,700	226,600	258,900	300,500	346,600	406,900	446,900	455,800
21	170,100	228,000	260,500	302,400	348,600	408,800	448,700	457,100
22	172,800	229,700	262,300	304,500	350,600	410,600	450,200	458,300
23	175,400	231,300	264,000	306,500	352,300	412,400	451,600	459,300
24	178,000	232,900	265,700	308,600	354,300	414,300	453,100	460,000
25	180,700	234,000	267,600	310,300	356,100	416,100	454,500	460,800
26	182,400	235,500	269,500	312,400	358,000	417,600	455,800	461,500
27	184,000	236,900	271,300	314,400	359,900	419,100	457,100	462,200
28	185,700	238,200	273,100	316,400	361,800	420,700	458,300	463,000
29	187,200	239,500	274,800	318,100	363,800	422,300	459,300	463,700
30	188,900	240,700	276,700	320,100	365,700	423,600	460,000	464,300
31	190,700	241,700	278,600	322,200	367,700	424,900	460,800	464,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	369,600	426,100	461,500	465,400
33	194,000	244,200	281,800	325,500	371,600	427,300	462,200	466,000
34	195,400	245,300	283,700	327,500	373,600	428,600	463,000	466,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	375,100	429,900	463,700	470,500

36	198,400	247,800	287,400	331,500	376,900	431,100	464,300	473,500
37	199,700	248,700	289,000	333,400	378,700	432,300	464,800	476,500
38	201,000	250,100	290,700	335,300	380,300	433,100	465,400	479,600
39	202,200	251,500	292,500	337,300	382,100	433,900	466,000	482,300
40	203,500	252,900	294,300	339,200	383,500	434,700	466,600	485,400
41	204,800	254,300	295,800	341,100	385,000	435,300	467,100	488,400
42	206,100	255,700	297,500	343,000	386,600	436,000	467,600	491,500
43	207,400	257,100	299,000	344,800	388,000	436,700	468,000	494,200
44	208,700	258,400	300,600	346,700	389,200	437,400	468,300	496,500
45	209,800	259,600	302,200	348,200	390,400	438,200	468,600	498,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	391,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	392,600	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	393,800	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	395,000	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	396,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	396,800	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	397,500	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	398,200	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	398,900	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	399,500	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	400,100	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	400,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	401,000	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	401,400	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	401,700	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	402,000	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	402,300			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	402,600			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	402,900			

65	229,000	281,500	328,200	366,900	403,200			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	403,500			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	403,800			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	404,100			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	404,400			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	404,700			
71	233,700	286,600	332,300	370,600	405,000			
72	234,500	287,400	333,000	371,200	405,300			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	405,600			
74	236,000	288,700	334,100	372,100	405,900			
75	236,700	289,100	334,600	372,800	406,100			
76	237,300	289,600	335,200	373,400	406,400			
77	238,000	289,800	335,500	373,800	406,700			
78	238,800	290,100	336,000	374,300	407,000			
79	239,600	290,300	336,400	374,900	407,200			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	407,500			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	407,800			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	408,000			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	408,200			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	408,500			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	408,800			
86	244,200	292,400	339,500	378,200	409,000			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	409,200			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	409,500			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	409,800			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	410,000			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	410,200			
92	247,300	294,500	342,000	380,700				
93	247,600	294,700	342,200	381,000				

94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						

	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 熱海市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月30日に支給する場合には100分の122.5、12月10日に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110）」に、「額）」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第17条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110)、12月に支給する場合には100分の95(管理職である職員にあつては、100分の115)」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5)、12月に支給する場合には100分の47.5(管理職である職員にあつては、100分の57.5)」を「100分の55」に改める。

(熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年熱海市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「37万3,000円」を「37万4,000円」に、「42万1,000円」を「42万2,000円」に、「47万1,000円」を「47万2,000円」に、「53万2,000円」を「53万3,000円」に、「60万7,000円」を「60万8,000円」に改める。

第7条第2項中「、6月30日に支給する場合には」を削り、「、12月10日に

支給する場合においては」を「」とあるのは「100分の165」と、「」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年熱海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第6条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

(熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年熱海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第8条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熱海市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用等条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の熱海市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員採用等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の熱海市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員採用等条例の規定による給与の内払とみなす。